



発行 富士見交番
☎ 251-5542
【東入間警察署】
☎ 269-0110

【埼玉県迷惑行為防止条例】の一部改正

つきまとい等の規制対象行為が拡大されました

条項	改正事項(令和5年1月18日より施行)
第10条 第2項 第1号 (拡大)	・「住居等(現に所在する場所)」付近における見張り、うろつき ・住居等(現に所在する場所)への押し掛け
第10条 第2項 第5号 (拡大)	拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送付する行為を追加
第10条 第2項 第9号 (新設)	相手方の承諾なく、その所持するGPS機器等に係る位置情報を取得する行為を規制対象として追加
第10条 第2項 第10号 (新設)	相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付ける等の行為を規制対象として追加



一月一日は一一〇番の日

○ 携帯電話からの通報ポイント

- 1 現場から離れないで下さい
- 2 移動しながら通話しないで下さい
- 3 通話後も電源を切らないで下さい

富士見交番事件簿

富士見交番の主な扱い

- 万引き 5件
- 自転車盗 4件
- 車上ねらい 2件
- 器物損壊 1件
- 暴行 1件

11月16日～
12月15日まで



東入間警察署のホームページです
ぜひご活用下さい

言葉や耳の不自由な方は

- 【メール110番】
<http://saitama110.jp/>
- 【FAX110番】
0120-264-110
をご利用下さい

